

総合特別区域に係る指定申請について

1 申請手続について

総合特別区域の指定申請手続きに当たっては、「総合特別区域指定申請関係手続の手引き」(以下「手引き」という。)を参考にして行ってください。なお、指定申請に必要な提出資料(以下「申請書等」という。)の詳細については、手引きの2(3)(p8)に記載しています。

2 申請書の提出方法

(1) 提出方法について

提出は次に掲げるいずれかの方法により行ってください。

- ① 郵送による提出(特定記録、簡易書留、一般書留のいずれかによる。)
申請書等を2部(正本1部、副本(正本のコピー)1部)及び申請書等の電子データを保存した電子媒体を4の提出先までお送りください。
- ② 持参による提出
申請書等を2部(正本1部、副本(正本のコピー)1部)及び申請書等の電子データを保存した電子媒体を4の提出先に提出してください。

(2) 提出にあたっての留意事項

- ① 申請書等はすべて片面印刷としてください。
- ② 申請書等はダブルクリップで綴じてください。ホチキスやゼムクリップの使用は避けてください。
- ③ 申請書等はすべてA4サイズとしてください。
- ④ 提出する電子媒体はCD-Rとしてください。
- ⑤ 電子媒体には「提出日、申請主体名、申請特区名」を記載してください。
(例: 110830、〇〇県、〇〇特区)
- ⑥ 電子媒体に保存する申請書等の電子データのファイル名は、「提出日、提案主体名、提出書類名」としてください。
(例: 110830、〇〇県、総合特別区域指定申請書の概要版)
- ⑦ 郵送により提出する場合は、封筒に「総合特別区域指定申請書等在中」と朱書きで記載してください。
- ⑧ 郵送により提出する場合は、特定記録、簡易書留、一般書留のいずれかにより行ってください。なお、こちらから到着した旨の連絡はしておりませんので、到着状況については必要に応じて事務局まで直接お問い合わせください。

3 受付期間

(1) 受付期間

(第1回の指定分)

平成23年8月15日(月)～平成23年9月30日(金)まで。

(第2回以降の指定分)

毎年3月末及び9月末に期限を設け、随時受け付けを行います。

(2) 提出方法ごとの受付期間について(第2回以降の指定分も同様)

① 郵送による提出の場合

受付期間最終日の消印有効です。4の提出先までお送りください。

② 持参の場合

受付期間の平日の10:00～17:00までの間に、4の提出先までお持ちください。

4 提出先

【宛先】 内閣官房地域活性化統合事務局内 総合特別区域申請担当
(担当:大西、野和田、高橋、八木)

【住所】 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階

5 申請にあたっての留意事項

(1) 指定申請手続きを行うことができる者は、地方公共団体に限られています。(総合特別区域基本方針第三の3-②参照)

(2) 平成23年9月30日までに受け付けた申請は初回の総合特別区域の指定に係る選定の対象となります。10月1日以後の申請は、2回目以降の指定に係る選定の対象として通年で受け付けを行います。

(3) 申請内容に係る事務局への相談については、透明性等の確保の観点から、申請が行われた以降は受け付けません。

6 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

【内閣官房地域活性化統合事務局 総合特別区域申請担当】

担当:大西、野和田、高橋、八木

e-mail: sogotoc@cas.go.jp

TEL: 03-5510-2159 FAX: 03-3591-1972

※お問い合わせの際はできるだけ電子メールをご利用ください。